

OKICAに関する資金決済法に基づく情報提供

①商号

沖縄ICカード株式会社

②支払可能金額等

OKICA残高の範囲内でご利用することができ、残高の上限は3万円です。

③有効期間又は期限

最後の利用日(カードの販売、交換、チャージを含む)の翌日を起算日として10年間

④お問い合わせ先

沖縄県那覇市松山2丁目3番10号 OCSビル5階 管理課 (098) 988-1422

<https://info.okica.jp/company.html>

⑤使用場所の範囲

交通事業者(バス、モノレール、タクシー)、OKICAの表示または当社が別に定めた表示のある店舗等

⑥利用上のご注意

- ・OKICAは、沖縄ICカード株式会社が発行する電子マネーです。
- ・OKICAは、原則として払戻しや盗難・紛失・不正利用などの残高補償はできません。
- ・OKICAは、最後の利用日の翌日から10年を経過した場合、残高は失効します。
- ・システムメンテナンスその他利用規約記載の一定の事由により、OKICAをご利用できないことがあります。

⑦残高確認方法

所定の機器により確認することができます。

⑧利用規約等

OKICAの利用規約等は、ホームページ等に掲載していますので、ご覧ください。

<https://info.okica.jp/okica-terms.html>

⑨利用者資金の保全方法

当社は、資金決済法第14条で定められた前払式支払手段の所有者の保護を目的として、毎年3月31日と9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を那覇地方法務局に供託することにより、保全措置を講じております。

また、本サービスの利用者は資金決済法に基づき万一の場合には、同法第31条の規定に基づき他の債権者に先立ち還付を受けることができます。

⑩無権限取引*により発生した損失の補償等の対応方針

(*利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。)

当社は、OKICAの紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、原則として、その責任を負わないものとします。